

# (11) 親権者同意書

## [親権者→貸主]

### 本書式の趣旨

未成年者を借主とする契約の場合に、親権者の同意を得たことを明らかにするためのものである。

### 解説

- ① 未成年者は、親権者の同意がなければ完全に有効な賃貸借契約を締結することができず（民法第5条第1項・第824条第1項）、親権者の同意なき契約は取り消すことができる。本同意書により、未成年者を当事者とする契約についても完全に有効な（制限能力を理由とする取り消しのおそれのない）契約が成立することになる。
- ② 未成年者に対しては、両親が共同して親権を行使する（一方が親権を行使できないときはほかの一方が行う）とされており（民法第818条第3項）、両親が婚姻中で共同親権者の場合、一方の親が長期海外出張等の理由で親権を行使できないなどの特段の事情がない限り、両親の署名押印をもらうようにする。
- ③ 親権者の名義等は個人情報にあたるため、個人情報保護法上の利用目的の明示、第三者提供のオプトアウト措置を探る必要がある。

### 参照条文

**民法第5条第1項** 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

**民法第824条** 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。

**民法第818条第3項** 親権は、父母が婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。